

備前市住宅リフォーム助成地域振興券交付事業の流れ

申請手続き	注意事項
<p>【申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請期間：6月1日～12月15日 ●申請窓口：まち営業課（本庁舎2階） <p>《申請書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請書(様式第1号) ○見積書の写し ○助成対象住宅概要書（添付様式1-①）と住宅の全景写真（日付の入ったもの） ○対象工事施工箇所現況写真（添付様式1-②）（日付の入ったもの） ○施工業者遵守事項同意書（添付様式1-③） 	<p>【申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●申請書類は、郵送では受付いたしません。 ●本人が申請できない場合は、施工業者が窓口に来られても受け付けできませんが、申請者からの委任状が必要となります。委任状には印鑑登録した印鑑の押印が必要です。委任状は参考様式を活用ください。 <p>《申請書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見積書は、工事内容がわかるようなものとしてください。（工事一式とはしないこと）
<p>【交付決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提出された書類の審査等を経て、市から交付決定通知書を送付します。 	<p>【交付決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付決定通知書は、助成額の確定ではありません。最終的に確定通知書で、交付額が決まります。
<p>【リフォーム工事開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付決定後に、リフォームに着手してください。 ●リフォーム中の工事写真(日付の入ったもの)をとっておいてください。 	<p>【リフォーム工事開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付決定の確認を行ってから、リフォームに着手してください。それ以前に工事に着手している場合は、助成の対象と認められません。
<p>（リフォーム工事に変更が生じた場合） ～工事内容及び工事金額が変更の場合～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●変更申請書を提出して下さい。 <p>《申請書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○変更・中止申請書（様式第3号） ○変更内容がわかる工事費の見積書の写し ○対象工事施工箇所現況写真【変更申請用】（添付様式3-①）（日付の入ったもの） <p>～リフォームを中止する場合～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中止申請書を提出して下さい。 <p>《申請書類》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○変更・中止申請書（様式第3号） 	<p>（リフォーム工事に変更が生じた場合） ～工事内容及び工事金額が変更の場合～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工事金額が増額となり、助成対象経費が増額となった場合でも、当初の交付決定通知書の金額から変更はできません。 ●工事金額が減額となり、助成対象経費が減額となった場合は、その経費に対応する助成金額に減額変更となります。 <p>～リフォームを中止する場合～</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付決定通知が無効となります。再度の申請はできませんので熟考のうえ提出して下さい。
<p>【交付変更・中止通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提出された書類の審査等を経て、市から交付変更・中止通知書を送付します。 	<p>【交付変更・中止通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付変更通知書は、助成額の確定ではありません。最終的に確定通知書で、交付額が決まります。

申請手続き	注意事項
<p>【リフォーム完了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 30 年 2 月 10 日までに、リフォームを完了してください。 ●リフォーム完了写真(日付の入ったもの)をとってください。 	<p>【リフォーム完了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平成 30 年 2 月 10 日までにリフォームが完了しない場合は、助成の対象とはなりませんので、よく施工業者と相談してください。
<p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リフォーム工事が完了後 14 日以内に実績報告書を提出してください。 ※最終報告期限：平成 30 年 2 月 23 日 《実績報告書類》 ○実績報告書(様式第 5 号) ○リフォーム工事の請求明細書の写し ○工事代金を支払った領収書の写し ○対象工事施工写真(添付様式 5-①)(日付の入ったもの) ○対象工事完了写真(添付様式 5-②)(日付の入ったもの) 	<p>【実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●実績報告は随時受け付けていますので、工事が完了した日から 14 日以内に提出して下さい。 ●書類は、郵送では受付いたしません。 ●本人が提出できない場合は、施工業者が窓口に来られても受け付けできませんが、申請者からの委任状が必要となります。 ●市外からの転入者、市内からの移住者の方は実績報告時にはリフォーム住宅に住民登録をしていることが条件となります。
<p>【確定通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提出された書類の審査等を経て、市から確定通知書を送付します。 	<p>【確定通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●この確定通知にて助成の額が確定となります。
<p>【地域振興券の請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●請求受付：平成 30 年 3 月 1 日以降 ●請求窓口：まち営業課(本庁舎 2 階) ●地域振興券の交付については、申請者もしくは申請者と同世帯の方のみとなります。 《持参するもの》 ○請求書(様式第 7 号) ○(窓口に来られる方の)印鑑 ○(窓口に来られる方の)身分証明書 ○委任状…同世帯の方が来られる場合 ○申請者の印鑑証明書…同世帯の方が来られる場合 	<p>【地域振興券の請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2 月下旬に請求書を郵送いたしますので、平成 30 年 3 月 1 日以降にまち営業課へ持参して下さい。請求書と引き換えに確定した額の地域振興券をお渡しします。 ●本人確認のため運転免許証など身分証明書を提示願います。 ●申請者でなく同世帯の方が来られる場合は、委任状と申請者が登録している印鑑証明書をご提示ください。 ●印鑑証明書は市民窓口課(本庁舎 1 階)にて交付を受けてください。証明手数料(300 円)
<p>【地域振興券の使用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用期間 平成 30 年 3 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日 ●使用できるお店 地域振興券と一緒に一覧表をお渡しします。 	<p>【地域振興券の使用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交付を受けた日から使用できます。 ●地域振興券は 1,000 円券です。お釣りは出ませんのでご注意ください。